

製菓衛生師試験を受験されるみなさんへ

1. 試験日時 令和7年7月8日（火） 13:00~15:00

2. 試験会場 愛媛県薬剤師会館（松山市三番町7丁目6-9）

3. 受験資格 次のいずれかに該当する方

(1) 製菓衛生師養成施設卒業者等

中学校の卒業者またはこれと同等以上の学力を有する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設で1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 2年以上の菓子製造業務従事者

中学校の卒業者またはこれと同等以上の学力を有する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

(3) 上記以外の者

(1)・(2)以外の者で、製菓衛生師法施行の日（昭和41年12月26日）において菓子製造業務に従事しており、その期間が3年をこえている者または施行の日後3年をこえるに至った者

4. 受験願書について

○受付期間 5月19日（月）から5月30日（金）まで（土、日曜日は除く。）

8:30~17:15（正午から午後1時までの間を除く。）

郵送による場合は、5月30日までの消印のあるものは受付けます。

○提出先 住所地を所管する保健所

県外居住者は、愛媛県 保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課

○提出書類

(1) 受験願書

- ・住所は、番地、アパート名、室番まで正しく記入してください。
- ・写真は、出願前6か月以内に撮影した名刺型のもの（正面・無帽・上半身・無背景、カラー・白黒どちらでも可。）の裏に氏名を記入して貼り付けてください。

(2) 受験資格証明書

【製菓衛生師養成施設卒業者等】（3. 受験資格（1）の該当者）

養成施設の卒業証明書

- ・現在の学校名が卒業時と異なる場合は、旧学校名も記入してもらってください。
- ・卒業証明書の代わりに、卒業証書の写し（コピー）でもかまいません。ただし、こ

の場合は、原本を窓口の保健所に持参し、原本照合を受けてください。

- ・婚姻等により氏名に変更がある場合は、戸籍抄本、謄本、個人事項証明書等（発行後6か月以内）を窓口の保健所に持参し、確認を受けてください。
- ・2年制施設在学中等の場合は、卒業証明書に代えて、履修証明書（必修科目の授業時間数の履修が完了していることを証明するもの）を提出してください。

【2年以上の菓子製造業務従事者】（3.受験資格（2）の該当者）

菓子製造業務従事証明書

- ・証明内容は、証明者がもれなく記入し、押印してください。
- ・原則として、営業者が証明してください。ただし、従事者と営業者が同一人、配偶者もしくは二親等内の血族の場合、または施設の廃業等により営業者がいない場合は、菓子工業組合長または同業者の証明を受けてください。
- ・営業者が法人の場合は、代表者の職印を使用してください。営業者が個人の場合は、印鑑登録をした印を使用し、印鑑登録証明書（発行3か月以内）を添付してください。

【上記以外の者】（3.受験資格（3）の該当者）

菓子製造業務従事証明書

- ・上記の注意事項を参照。

（3）菓子製造に係る1級または2級の技能検定の合格証書の写し

（試験科目の一部免除を受けようとする方のみ）

- ・原本を窓口の保健所に持参し、原本照合を受けてください。

（4）受験手数料

9,800円（愛媛県収入証紙）

願書の受付後、手数料の返還はできません。

※令和2年度から令和6年度までに愛媛県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した方は、「製菓衛生師試験受験資格に関する申立書（別紙様式）」または「受験票」を提出することにより、提出書類のうち（2）「受験資格証明書」及び（3）「菓子製造に係る1級または2級の技能検定の合格証書の写し」の提出を省略できます。

○書類の記入、提出上の注意

- ・書類は、各1部提出してください。
- ・黒、青インクまたはボールペンを用いて、楷書で記入してください。
- ・鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペンで記入しないでください。
- ・印鑑は、浸透スタンプ印は使用しないでください。
- ・書類に不備がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

5. 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

（職業能力開発促進法に基づく技能検定において、菓子製造の1級または2級に合格し

た方は、申し出により「製菓理論及び実技」の免除を受けることができます。)

6. 合格発表

愛媛県ホームページ並びに愛媛県庁及び各保健所の掲示板に掲示します。

(日時は試験当日にお知らせします。)

7. 試験実施についての注意事項

(1) 試験の実施に関して何らかの変更等が生じた場合は、試験案内ページ

(<https://www.pref.ehime.jp/page/55585.html>) を随時更新してお知らせしますので、ご確認ください。**試験の延期又は中止等する場合、出願者への個別連絡は行いません。**

(2) 大雨、台風、地震などの自然災害、感染症等の流行、火災、停電、その他不可抗力による事故等や大幅な交通機関の乱れが発生した場合、試験の延期又は中止等の対応をとることがあります。ただし、それに伴う受験に係る費用及びその他の個人的損害等については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(3) **提出された書類及び受験手数料は一切返還しません。**

8. 問い合わせ先

最寄りの保健所

四国中央保健所 衛生環境課	☎0896-23-3360	中予保健所 生活衛生課	☎089-909-8758
西条保健所 生活衛生課	☎0897-56-1300	八幡浜保健所 生活衛生課	☎0894-22-4111
今治保健所 生活衛生課	☎0898-23-2500	宇和島保健所 生活衛生課	☎0895-22-5211
松山市保健所 衛生検査課	☎089-911-1808		

県外居住者の方は、

愛媛県保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課 (食品衛生係) ☎089-912-2395

(別紙様式)

製菓衛生師試験受験資格に関する申立書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申立者氏名

生年月日 年 月 日

私は、製菓衛生師試験受験願書の提出にあたり、以下のとおり過去の受験申請において受験を認められていますので、今回は当申立書をもって製菓衛生師法施行細則第2条第1号及び第3号に定める書類として認めていただきますようお願いいたします。

1 受 験 年 年

2 受 験 番 号 第 号

3 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定の合格証書の提出 (有 ・ 無)